

コミュニケーション

Communication

製薬会社の事業活動の中で様々な環境問題への取り組みが求められます。医薬品使用後の容器包装の処理処分、廃棄医薬品の適正処理等の環境配慮は、ユーザー等の関係者との情報の共有、協働が必要です。製薬協では、会員会社の協力と外部との連携により課題の解決に積極的に関与すべきだと考えています。

現在、不要医薬品・注射針やスプレー缶等の回収、河川等における医薬品の残留等の問題に対して、製薬協としては前向きに検討し、具体的な提案をして行こうと努力しています。その一環として、東京都病院協会、医療廃棄物研究会や日本病院薬剤師会と意見交換をし、良好な関係を保っています。

1. 医療廃棄物研究会とのコミュニケーション

医療廃棄物処理の仕組みを変えていこうとする医療廃棄物研究会では医療関連廃棄物処理に関して検討しています。製薬協では研究会からの参画要請を受け、今年度から研究会に加入し、第24回研究講演会（7月23日に東京慈恵会医科大学で開催）

において、「製薬業界の廃棄物問題への取り組み」の講演を行いました。また、当研究会と製薬協の間では、廃医薬品等の回収システム構築などのコミュニケーションも深めています。

2. 大衆薬工業協会環境協議会との交流

大衆薬工業協会（大衆薬協）環境協議会の委員長を製薬協の副委員長が兼任しており、意見交換および講演会の交流も行っています。今話題になっている在宅医療の注射針問題で、薬局での回収システムのパイロット事業が東京都、横浜市など一部地域で始まっていますが、このシステムは注射針問題だけに留まるものではないと考えています。システムを効率的に動かすた

めにはある程度の規模が必要で、OTC（いわゆる大衆薬）や処方薬の飲み残し薬、スプレー缶等、多くの大衆薬協会会員会社の商品も対象になってきますので、現在の両者間の課題はこれらの回収システム構築です。これから行政、有識者、消費者などの関係者を含めて検討を開始します。

3. 医療廃棄物適正処理事業について東京都環境整備公社との交流

東京都で実施されている医療廃棄物適正処理事業に関連した「ICタグによる感染性廃棄物追跡システム」について環境安全委員

会幹事会にて、東京都環境局及び東京都環境整備公社から紹介いただきました。（関連情報は18ページを参照ください）

4. 容器包装リサイクル法の見直し対応

環境省と経済産業省とで検討会を開き、2005年12月を目処に意見をまとめる、とされている容器包装リサイクル法の見直しに関して、両省で中間報告書がまとめられ、パブリックコメントの募集が行われました。一方、地域の薬剤師会と地方自治体が協力し、家庭から出される注射針等や投与残医薬品の回収が検討されています。これらのことを受けて製薬協では、「医薬品に

直接接触する容器被包は容器包装リサイクル法の適用から除外されるべきであり、別途廃棄物の収集、処理について定めるべきである。」とし、拡大生産者責任のありかたとして、薬業界での自主回収・処理方法の検討を進めることが適切とのコメントを日本製薬団体連合会（日薬連）、大衆薬工業協会と共同でまとめました。

5. 製薬協環境報告書の発行

製薬協環境報告書（WEB版：日英語、冊子：日本語）を、会員会社に配布するほか、日薬連や日本化学工業協会（日化協）等の団体や行政機関、あるいは環境安全委員会主催の講演者の方々と

相互理解を深めるために、継続して提供しています。また、英語版（PDF）は製薬協ホームページに掲載し海外の製薬団体とのコミュニケーション維持に努めています。



TOPICS

医療廃棄物適正処理への取り組み

1 医療機関から排出される医療廃棄物の適正処理の検討

医療機関から排出される医療廃棄物（特に使用済み注射針等の感染性廃棄物）については、不法投棄や針刺し事故等の問題が生じています。医療関連の製品を提供している製薬業界としても、これらの問題について関与する必要があると考え、継続的に検討してきました。

現在、感染性廃棄物の不法投棄防止対策のひとつとして、ICタグによる廃棄物のトレーサビリティシステムが検討されています。本年、製薬協はこのシステムの実証試験中の呉羽環境株式会社（福島県）を訪問し、その実態を調査しました。

また、自治体としてこのシステムを検討している東京都環境整備公社による講演会も開催しました。



呉羽環境実証試験

現在まだコスト等の問題がありますが、この方式が普及すれば不法投棄防止に大きな役割を演ずると思われます。今後、こうしたシステムを含めた医療廃棄物の適正処理のシステム構築に積極的に参画していきます。

2 家庭から排出される医療廃棄物の適正処理の検討

家庭から排出される医療廃棄物についても、注射針の針刺し事故、飲み残り医薬品の不適切な使用・廃棄等の問題が生じています。

製薬協環境安全委員会ではこの問題についても継続的に検討しています。本年はその現状と今後の方向についてとりまとめ、これを医療廃棄物研究会の第24回研究講演会で発表しました。その概要は以下の通りです。



医療廃棄物研究講演会

① 家庭系有害医療廃棄物として、(1) 在宅医療に伴う感染性廃棄物（特に注射針）、(2) 飲み残り医薬品（特に細胞毒性物質、抗生物質など）および(3) エアゾール医薬品廃棄物、の3点が特に重要である。

② 上記問題は現在の法規制では必ずしも適切に対応できず、リスク低減のためには何らかの対策（制度設計）が必要である。対策はシンプルかつ、社会的コストが最小であるべきであり、そのためにはすべての関係者が協働で検討する場を設置する必要がある。

3 医薬品容器包装の適正処理の検討

医薬品が付着した容器包装廃棄物は、その廃棄・収集・リサイクルの段階で、作業者への健康リスクや環境汚染のリスクがあると判断し、リスク管理の観点から、医薬品に直接接触する容器は容器包装リサイクル法の適用除外とし、医療廃棄物処理に準じた処理システムの構築が必要

ではないかと考え、製薬協の上部団体である日本製薬団体連合会と連携して、この問題を検討しています。（関連情報については、9ページ、省資源・廃棄物対策の記事を参照ください。）